

年金あれこれ

年金保険料が後払いできる
ご利用ください!
学生納付特例制度

20歳以上であれば、学生である場合、後払いできる「学生納付特例」の制度があります。免除期間は、平成19年4月から平成20年3月または20歳到達時から平成20年3月です。

対象になる学生
大学（大学院）、短大、高等学
(注1) 夜間・定時制課程の方も含まれます。

申請時のポイント
申請は年度ごとに必要です。
申請が遅れると、障害・遺族年金が受けられなくなる場合もあるので、早めに町民課で申込ください。申請が認められた場合、保険料を社会人についてから追納する（保険料を後から納める）ことができます。

手手続きに必要なもの
学生証または在学証明書（コピー可）、年金手帳（初めて国民年金に加入する方で、加入の届出と一緒に申請する時は不要）、認印（本人が署名する場合は不要）
申請が認められたかどうか
(審査結果) は、社会保険事務所

問い合わせ／熊谷社会保険事務所 民課（☎ 581-2121）または町
所から郵送でお知らせします。
申請の時期によっては、国民年金保険料の納付案内書が行き違いで届くことがありますので、6月にメヂカルセンターで受診予定の方は、過去にバリウムを飲む胃の検診を受け、アレルギー症状のあつた方、妊娠中、あるいは妊娠可能な性のある方、朝食をとつてしまつた方、勤務先で検診を受けている方

次に該当する方は検診を受けられません
●セット健診を受診された方、6月にメヂカルセンターで受診予定の方
●過去にバリウムを飲む胃の検診を受け、アレルギー症状のあつた方
●妊娠中、あるいは妊娠可能な性のある方、朝食をとつてしまつた方、勤務先で検診を受けている方

●次に該当する方は検診を受けられません
●この特例の対象となつた期間については、年金額に反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。また、事故や病気で障害が残つたり、死亡した場合、本人や遺族に障害年金または遺族年金が支給されます。
学生納付特例期間の保険料は、10年内であれば追納することができます。追納する保険料の額は、2年を経過すると経過した年数に応じて保険料に加算金がつきますのでご注意ください。
なお、平成19年4月から、国民年金保険料額は月額1,4,100円になります。

問い合わせ／健康福祉課
内☎ 581-8500へ。

※熊谷社会保険事務所・町民課へお問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただいている。また、熊谷社会保険事務所への問い合わせ件数が多く、電話がつながりにくい時もあります。

大腸がん検診申込受付

月日(曜日)	受付時間	会場
5月 8日(火)	午前9時30分～10時30分	総合体育館・アタゴ記念館
5月 9日(水)		男衾コミュニティセンター
5月10日(木)		保健福祉総合センター
5月11日(金)		用土コミュニティセンター
5月14日(月)		勤労福祉センター(よりい会館)

※上記の日程で申し込みをされた方には、採便容器を配布します。採便容器の回収は、胃がん検診会場で下表のとおり行います。受付時間内に最寄りの会場へお持ちください。

対象・料金／20歳以上の町民の方・無料
その他／指定された受付日に来られない方は、5月23日(木)までに、保健福祉総合センター窓口に直接お申し込みください。セット健診を受診された方は、申し込みできません。

胃がん検診実施日・大腸がん検診採便容器回収日程

月日(曜日)	受付時間	会場
5月23日(木)	午前8時～9時30分	用土コミュニティセンター カタクリ体育センター
5月24日(木)	※午前8時30分～9時30分	男衾コミュニティセンター
5月29日(火)	午前8時～9時30分	総合体育館・アタゴ記念館 総合体育館・アタゴ記念館
5月30日(水)	午前8時～9時30分	保健福祉総合センター
5月31日(木)		

※男衾コミュニティセンターでは、レンタゲンバスの停車場所が小学校正門付近になることから、登校児童の安全を確保するために、レンタゲン撮影を8時30分から開始しますので、ご了承ください。そのほかの会場は、受付開始後、速やかに撮影を始めます。

対象・料金／20歳以上の町民の方・無料
20歳以上であれば、学生である場合、後払いできる「学生納付特例」の制度があります。免除期間は、(注1)等に在学する20歳以上の中の学生(注2)が対象です。ただし本人の所得が18万円を超える場合は、この特例の対象とされません(学生に扶養親族がある場合、限度額は引き上げられます)。

次に該当する方は検診を受けられません
●この特例の対象となつた期間については、年金額に反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。また、事故や病気で障害が残つたり、死亡した場合、本人や遺族に障害年金または遺族年金が支給されます。

次のような方はあらかじめ主治医にご相談を!
●年金納付特例期間の保険料は、10年内であれば追納することができます。追納する保険料の額は、2年を経過すると経過した年数に応じて保険料に加算金がつきますのでご注意ください。
なお、平成19年4月から、国民年金保険料額は月額1,4,100円になります。

問い合わせ／健康福祉課
内☎ 581-8500へ。

「寄居生活学の達人」は、現在71人の方々に登録していただいています。この制度は、町民の皆さんが持っている「知識」「技術」「特技」、さらには、貴重な生活体験や地域文化などを寄居生活学として若い世代に伝えるとともに、社会生活中で町民相互に教え合い、学び合う生涯学習の町をめざすものです。町では、現在「寄居生活学の達人」へ登録していた多くの方を募集しています。

多くの皆さんからの応募、推薦をお待ちしています。
※例えば、郷土に関するもの(郷土史・民話・伝統芸能)、その他、体験に関するもの(人生観・感情・風土・風俗等、国内外の・伝承遊びに関するもの、戦争・少年時代・その他)、見聞に関するもの(外国の・社会奉仕に関するもの、家庭教育に関するもの)など。

まちづくり出前講座 (町民講師) の流れ



あなたも 寄居生活学の達人に！

寄居生活学の達人を講師として
講座を開催してみませんか！

講師の方を派遣します。
PTA、隣組、気の会
う仲間同士の集まり、ま
たは学校現場で、ちょっと
と気になること、関心の
あること、チャレンジし
てみたいと思うことなど

ありましたら、生涯学習
課へお問い合わせください
（学習内容によっては、
材料等の実費が必要なも
の、講師登録が無く対応
できないものもあります）